難民認定申請を考えている技能実習生の皆様へ

平成３０年２月

法務省入国管理局

法務省では，これまでは，正規に在留する外国人が難民認定申請した場合，申請から６か月経過後，原則として就労を許可する運用を行っていましたが，本年１月１５日に，難民認定手続中の申請者に付与する在留資格の運用を見直しました。

具体的に，技能実習生のケースで言えば，実習先から失踪した後や，技能実習計画を終了した後に難民認定申請した場合は，申請から６か月経過後も，原則として就労を許可しないこととしました。

（注１）技能実習を続けながら難民認定申請することは可能です。

（注２）難民条約上の難民である可能性が高い場合，又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高い場合に限り，就労を許可します。

なお，実習先で技能実習法令に違反があると感じた場合や技能実習を続けることに不安がある場合など，相談したいことがあるときは，外国人技能実習機構に御相談ください（「技能実習生手帳」６４ページ以下参照）。